

第九十二條 幼年囚懲治人ノ教育ハ小學程度ニ依リ修身讀書算術地理歴史習字體操其他必要ナル學科ヲ授クルモノトス

第九章 賞譽

第九十三條 賞表ハ曲尺長二寸幅一寸ノ白色ノ布ヲ用ヒ上衣ノ左袖肩臂間ノ表面ニ縫著スルモノトス

第九十四條 賞表ヲ有スル者ニハ左ノ優遇ヲ爲スモノトス
一 衣類雜具ハ成ルヘケ良品ヲ貸與ス

二 書信ハ一箇月ニ二通之ヲ爲スコトヲ許ス

三 入浴ハ尋常囚人ニ先キタドシムルコトアルヘシ

四 賞表一箇ヲ得タル者ニハ菜ヲ一週ニ一回其二箇ヲ得タル者ニハ二回其三箇ヲ得タル者ニハ三回増給ス但其價ハ一回金二錢ヲ超エルコトヲ得ス

五 定役囚ノ工錢ハ左ノ例ニ依リ給與スルモノトス

賞表一箇ヲ得タル重罪囚ニハ十分ノ三輕罪囚ニハ十分ノ四其二箇ヲ得タル重罪囚ニハ十分ノ四輕罪囚ニハ十分ノ五其三箇ヲ得タル重罪囚ニハ十分ノ五輕罪囚ニハ十分ノ六ヲ給ス

第九十五條 在監人左ニ掲ケタル所爲アルトキハ金五十錢以下ヲ以テ之ヲ賞與スルコトヲ得但賞表ヲ與フルノ限ニ在リ

- 一 在監人ノ逃走セントスル者ヲ密告シタルトキ
- 二 人命ヲ救援シ及逃走者ヲ捕得シタルトキ
- 三 監獄ニ係ル水火風災ヲ防禦シタルトキ

刑事被告人ニ係ルトキハ所屬長官ニ申報シ尙ホ當該裁判官ニ通知スヘシ

第十章 懲罰

第九十六條 在監人中犯則者アルトキハ其取調中他ノ者ト離隔シ置クヘシ

第九十七條 懲罰ヲ受ケタル者ハ其罰期終ルモ監房ヲ別異スヘシ但改悛ノ情著シキトキハ合居セシムルコトヲ得

監獄則施行細則 賞譽 懲罰

第九十八條、懲罰ニ處セラレタル者裁判事件ニテ出廷スルトキハ當日ニ限り其執行ヲ中止スルシ但中止經過セシ日數ハ懲罰期限ニ算入スヘキヲ示ス
第九十九條、兩脚ニ施錠以テ改悛ノ狀顯ハシ其施錠期限ノ半ヲ經過シタルトキハ一脚ヲ錠ハ免除スルコトヲ得

第一百條、施錠ノ者改悛ノ狀最モ顯著ニシテ其施錠期限ノ四分ノ三ヲ經過シタルトキハ假ニ其錠ヲ免除スルコトヲ得

第一百一條、假ニ錠ヲ免除シタル者其罰期內更ニ懲罰ヲ受クルトキハ直ニ之ヲ復シ其假免中經過セシ日數ハ施錠期限ニ算入スヘキヲ示ス

第一百二條、懲罰ニ處シタル者アル者キハ典獄若クハ看守長時々其動靜ヲ視察シ兼教誨師醫師ヲシテ之ヲ訪問セシムルコトヲ示ス

●特赦免幽閉假出獄ノ申渡方式

明治三十二年七月二十六日
內務省訓令第三十八號

監獄則施行細則第十七條特赦免幽閉假出獄ノ申渡方式左ノ通定ム

特赦免幽閉假出獄申渡方式

第一條、特赦免幽閉假出獄ノ申渡ハ教誨堂又ハ多囚ヲ整列セシムルニ足ルヘキ場所ヲ以テ之ニ充テ典獄書記看守長教誨師監獄醫列席ノ上之ヲ行フヘシ但女囚ハ男囚ト之ヲ各別ニ行フヘシ

第二條、式場ニハ特赦免幽閉假出獄ヲ受ケヘキ者及多囚ヲ整列セシメ典獄ヨリ一人毎ニ之ヲ言渡シ證票ヲ授與シ免幽閉假出獄者ニハ尙出獄後ノ心得方ヲ諭示スヘシ

●假出場規則 (明治十九年十一月十日 內務省令第二十四號)

刑法第七十九條第八十條第八十二條ニ依リ懲治場ニ留置セラレタル者ニシテ獄則ヲ謹守シ改悛ノ狀アル時ハ警視總監北海道廳長官府縣知事ハ左ノ規則ニ據リ特赦免幽閉假出獄ノ申渡方式 假出場規則 百六十三

假ニ出場ヲ許スコトヲ得

假出場規則

第一條 假出場ヲ許スヘキ者アル時ハ典獄ヨリ其長官ニ狀ヲ具シテ認可ヲ受クヘシ

第二條 假出場ヲ許シタル時ハ典獄ヨリ其證票ヲ本人ニ下付ス可シ

第三條 假出場證票ニハ左ノ條件ヲ記載ス可シ

- 一 本人ノ屬籍氏名年齢住所懲治期限及宣告竝ニ滿期ノ年月日
- 一 殘期何年何月何日間假出場ヲ許ス（何年何月何日起何年何月何日滿）
- 一 本日出場ヲ許スニ由リ住居ノ地ニ歸着ノ上ハ即時所轄警察署ニ其旨ヲ届出ツ可シ
- 一 毎月一回謹慎ヲ表スル爲メ所轄警察署ニ到リ假出場證票ヲ出シ警察官吏ノ認印ヲ受ク可シ但已ムヲ得サル事故アレハ其事由ヲ届出ツ可シ
- 一 一日程ヲ過クル地ニ旅行スル時ハ其行先並往復滞在日數等ヲ詳記シ所轄

警察署ニ届出ツ可シ但其滞在一月以上三ヶ月時ハ一箇月毎ニ其滞在地ノ

警察署ニ到リ前項ノ手續ヲナス可シ

一 事故アリテ其住居ヲ轉スル時ハ所轄警察署ニ届出ツ可シ

一 第三項以下ノ事ハ本人自ラ爲ス能ハサル場合ニ於テハ親屬故舊代リテ之

ヲ爲スコトヲ得

右ノ各項ニ違背シタルトキハ直チニ出場ヲ停止シ出場中ノ日數ヲ懲治期限内

ニ算入スルコトヲ得ス

第四條 假出場ヲ許シタル時ハ典獄ヨリ假出場證票及懲治申渡書ノ謄本ヲ具シ

本人住居ノ地ノ警察署ニ通知スヘシ

第五條 警察署ニ於テ轉居ノ届ヲ得タル時ハ之ヲ其轉居地ノ警察署ニ通知シ第

四條ニ記載シタル書類ヲ遞送スヘシ

第六條 假出場ヲ許ス可キ者住所ナク及ヒ引取人オキ時ハ猶ホ懲治場ニ留置シ

テ他ノ懲治者ト嚴ニ別異ス可シ但住居遠地ニアリテ歸着スルノ資力ナキ者モ

假出場規則

亦同シ
 第七條 假出場ヲ停止スル時ハ本人住居ノ地方ニ於テ其旨ヲ言渡シ直チ
 以テ假出場證票ヲ取上ケ其殘期ヲ執行ス可シ但甲地方ニ於テ下付セシ證票ヲ乙
 地方ニ於テ取上ケタル時ハ其事狀ヲ甲地方典獄ニ通知シ證票ヲ送致ス可シ
 第八條 假出場ヲ許シタル其懲治期滿限ノ日ニ到レハ假出場證票ヲ所轄警察
 署ニ還納シ該警察署ヨリ證票ヲ出シタル典獄ニ之ヲ遞送ス可シ

● 假出獄停止手續 (明治十八年九月十日 司法省丙第七號達)

假出獄中更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ左ノ手續ニ依リ處分スヘシ此旨
 相達候事
 一 假出獄停止手續
 第一條 假出獄中更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ其裁判確定ノ後現ニ之
 ナ管束スル所ニ於テ典獄ニ於テ直チニ假出獄ノ停止ヲ申渡シ當初下付シタル假出

獄ノ證票ヲ取上ケヘシ

第二條 典獄ニ於テ假出獄ヲ停止シタルトキハ其事狀ヲ具シ内務司法兩卿ニ開
 申スヘシ
 第三條 甲地方ニ於テ假出獄ヲ許シタル者ハ乙地方ニ於テ停止シタルトキハ乙
 地方典獄ヨリ其事狀ヲ甲地方典獄ニ通知シ假出獄ノ證票ヲ送致スヘシ
 第四條 前條ノ場合ニ於テ乙地方監獄ニ拘禁スルトキハ其監ノ新入者トナシ本
 刑後刑共乙地方ニ於テ執行スヘシ

● 監視假免假出獄上申ノ件 (明治十七年七月九日 内務省乙第三十二號達)

刑法附則ニ從テ監視假免ハ警察官假出獄ハ典獄ヨリ其事狀ヲ具シ直ニ上申致來
 候處自今其所屬長官ヲ經由スル儀ト心得ヘシ此旨相達候事

● 警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セララル者ノ費

假出獄停止手續 監視假免假出獄上申ノ件 警察 百六十七
 署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セララル者ノ費用ニ
 關スル件

用ニ關スル件(明治三十五年二月二十六日)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セララル者ノ費用

ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
監獄則第一條ニ依リ警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セララル者ニ關スル費用

ハ總テ警察費ヲ以テ之ヲ支辨ス但シ其ノ費額ニシテ北海道地方費及府縣ノ負擔

ニ屬スル部分ハ命令ノ定ムル所ニ依リ監獄費ヨリ之ヲ償還スヘシ

附則
本法ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來監獄所屬ノ物品ニシテ警察署内ノ留置場ニ設備セルモノハ本法施行ノ際之

ヲ北海道地方費及府縣ノ所屬トス但シ警察費ノ國庫支辨ニ屬スル地方ハ此ノ限

ニ在ラズ

在監人賞譽規程 (明治三十四年十二月二十六日)

第一條 賞譽ハ獄則ヲ謹守シ作業ニ精勵シ且眞心改悛ノ狀顯ハレ他囚ノ龜鑑ト

ナルヘキ行爲アル者ニ對シ第二條規定ノ期間經過後一回ツ、之ヲ行ヒ賞表三

箇ニ至リテ止ムルモノトス

第二條 囚人ハ入監後二箇年經過スルニアラサレハ賞譽スルコトヲ得ス

各賞譽ノ期間ハ二箇年トス

囚人ニシテ特ニ情狀憫諒スヘキ者アルトキハ前二項ノ期間ヲ短縮スルコトヲ

得

在監人賞譽規程 百六十九

第三條 賞表ヲ褫奪シタルトキハ其褫奪シタル日ヨリ二箇年ヲ經過スルニアラ

ズルハ再ヒ賞譽スルルコトヲ得ス

第四條 在監人ノ行狀ニ概テ左ノ事項ニ依リ看守又ハ女監取締ヲシテ視察セシ

メ細大洩サス報告簿ニ記入シテ之ヲ看守長ニ提出セシムヘシ

一 獄則及紀律ノ遵守ニ關スル事項

二 親屬及故舊ニ對スル思念ニ關スル事項

三 教誨及教育ニ關スル事項

四 作業及工錢ニ關スル事項

五 清潔衛生ニ關スル事項

看守長ハ看守又ハ女監取締ノ提出シタル報告簿ヲ參酌シ自己ノ意見ヲ定メ少

クトモ二箇月ニ一回身分帳行狀録ニ記入スヘシ

第五條 賞譽ヲ行ハントスルトキハ典獄ハ各囚賞譽期ノ終リタル日ニ於テ監獄

書記看守長監獄醫教誨師ヲ會同シ身分帳ニ依リ行狀ヲ審查シ之ニ對スル意見

ヲ討論シ自ラ之ヲ決定スヘシ但シ必要ニ認メタルトキハ看守女監取締及授業

手ヲ列席セシムルコトヲ得

第六條 懲治人ニシテ行狀善良ナル者ハ前數條ニ準シテ賞譽スルコトヲ得

●監獄作業規程

(明治三十五年三月十九日) 司法部訓令第一號

東京府 集治監

監獄作業規程別冊ノ通相定ム (別冊ハ別) (別冊略ス)

●囚人及刑事被告人押送規則

(明治三十年十一月二十四日) 勅令第四百十五號

朕囚人及刑事被告人押送規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 囚人及刑事被告人ヲ押送ス警察署又ハ警察分署ノ遞傳ヲ付スルモノト

ス但シ十里以内ハ押送汽車汽船ノ便アル地方間ノ押送又ハ一時多數ノ囚人若

監獄作業規程

囚人及刑事被告人押送規則

六 刑事被告人ノ押送其ノ他特別ノ事情アル場合ハ本項ニ依ラサルコトヲ得
前項但書ノ場合ニ於テハ看守長看守又ハ憲兵下士卒ヲシテ押送セシムルコト
ヲ得

第三條 同一廳府縣内ニ在ル監獄間囚人ノ押送ハ看守長看守ヲシテ之ヲ爲サシ
ムヘシ但シ十里以外ノ押送ハ前條ニ依リ遞傳ニ付スルコトヲ得

第三條 被押送者ノ所持スル貨幣物品ニシテ本人ト同時ニ押送スルモノハ左ノ
例ニ依リ取扱フヘシ

- 一 物品ハ押送者ニ託シテ之ヲ押送ス但シ危險ノ虞アル物品及押送者ノ携帯
ニ堪ヘサル物品ハ此ノ限ニ在ラス
- 二 貨幣ハ押送者ニ託セス保管金寄託替ノ手續ニ依リ之ヲ送致ス但シ五圓未

第四條 前條ニ依リ送致中ノ貨幣物品ハ押送者ニ託スル場合ニ於テハ押送者爲
幣ニシテ本人ノ請求アル場合ハ押送者ニ託スルコトヲ得

ス各官署ノ保管ニ屬シ押送者ニ託セサル場合ニ於テハ發送官署ノ保管ニ屬
ス

第五條 押送者ノ旅費並ニ囚人及刑事被告人ノ押送費用ハ押送者爲ス各官署ノ
區別ニ從ヒ各其ノ經費ヲ以テ支辨ス但シ他廳府縣ヨリ囚人ノ送還ヲ求メタル
場合ニ於テハ其ノ押送費用ハ送還ヲ求メタル廳府縣ノ經費ヨリ支辨ス
集治監ニ於テ執行スヘキ刑ノ確定判決ヲ受ケタル囚人ニ係ル押送費用ハ在府
縣獄囚徒費ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 被押送者ノ宿泊費額ハ警察署又ハ警察分署ニ於テハ留置人ノ例ニ依リ
其ノ他ニ宿泊セシムル場合ニ於テハ内務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第七條 刑事被告人遞傳押送ノ場合ニ於テ警察署長若ハ警察分署長ハ監獄ノ規
程ニ從ヒ押送途中ニ必要ナル物品又ハ飲食物ニ限リ自費ヲ以テ之ヲ購求スル
コトヲ許シ又親屬故舊ニ之カ差入ヲ許スコトヲ得

第八條 押送途中被押送者死亡シ二十四時間内ニ遺骸ノ引取人ナキトキハ警察
囚人及刑事被告人押送規則
百七十三

署長若警察分署長ニ於テ假埋葬ヲ爲スルハ、
假埋葬ノ費用第五條ノ區別ニ從ヒ支辨スヘシ

第九條 本則ニ軍衙間ニ於ケル囚人及刑事被告人ノ押送ニ適用セズ

第十條 附則ニ於テハ、
第十條 附則ニ於テハ、

第十條 本則ニ施行スル爲ニ必要ナル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

前項ノ細則ニ規定シタルモノノ外押送ニ關シ必要ナル指揮ハ廳府縣長官(東

京府ニ於テハ警視總監)之ヲ爲スヘシ

第十一條 本則ハ明治三十一年一月ヨリ施行ス

第十二條 明治十五年太政官達第十號本則施行ノ日ヨリ廢止ス

●囚人及刑事被告人押送細則 (明治三十年十二月二十七日) (内務省令第三十七號)

囚人及刑事被告人押送細則左ノ通り相定ム

囚人及刑事被告人押送細則

第一條 囚人及刑事被告人ヲ押送スルトキハ發送官署ニ於テ別記雛形ノ様式ニ

從ヒ押送狀ヲ作り被押送者ノ身上ニ關スル書類其他必要ノ書類ヲ添へ被押送

者ト共ニ押送官吏ニ交付スヘシ

前項押送ノ場合ニ於テハ押送前若クハ押送ト同時ニ最後ニ送付ヲ受クヘキ官

署ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第二條 疾病者妊娠者又ハ分娩後一箇月ヲ經過セサル婦女ハ醫師ニ於テ差支ナ

シト認ムルニ非レハ押送スルコトヲ得ズ

刑事被告人ニシテ醫師ニ於テ押送ニ堪ヘサル者ト認ムルトキハ當該裁判官ニ

通知スヘシ

第三條 押送ハ汽車汽船ニ依ルモノ若クハ特別ノ事由アルトキノ外日出前日没

後ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 押送ヲ爲ス警察署又ハ警察分署ニ於テハ別記雛形ノ押送帳簿ヲ備へ押

送ニ關スル要項ヲ記載スヘシ

囚人及刑事被告人押送細則

第五條 被押送者ハ汽車又ハ汽船中ニ在ル場合ノ外警察署又ハ警察分署ニ宿泊セシムヘシ

囚人及勾留狀ニ依リ勾留スヘキ刑事被告人ハ監獄署所在地ニ於テハ監獄署ニ宿泊セシムルコトヲ得

前三項ノ場所ニ宿泊セシメ難キ事由アルトキハ其地ノ警察官又ハ市町村長ニ協議シ宿所ヲ定ムルコトヲ得

第六條 被押送者ヲ警察署又ハ警察分署以外ニ宿泊セシメ又ハ飲食セシムル場合ニ於テハ其ノ費用ハ總テ實費額ニ依ル但臥具點燈料等宿泊ノ費用ハ一夜金拾錢食費ハ一回金拾錢ヲ超ユルコトヲ得ス

第七條 刑事被告人押送途中ニ於テ自費ヲ以テ物品又ハ飲食物ヲ購求ヲ請フトキハ警察署長警察分署長ハ必要ノ有無及其ノ他ノ關係ヲ取糺シ之ヲ許否スヘシ
勾留狀ニ依リ勾留スヘキ刑事被告人ニ對シ前項ノ購求ヲ必要ト認ムルトキハ

記入スヘシ

第八條 前條ニ依リ購求シタル物品又ハ飲食物ノ代價ハ其ノ保管ノ金錢ヲ以テ之ヲ支辨シ本人ノ證認書ヲ徴スヘシ

第九條 押送中ノ刑事被告人ニ對シ物品又ハ飲食物ノ差入ヲ請フ者アルトキハ第七條ニ準シ之ヲ許否スヘシ

第十條 押送中押送者發病シタルトキハ速ニ相當ノ手當ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ押送官吏ハ最寄警察官憲兵又ハ市町村吏員ノ助力ヲ求ムルコトヲ得又已ムヲ得サル事由アルトキハ被押送者ヲ最寄警察署又ハ警察分署ニ交付スルコトヲ得

第十一條 押送中押送者死亡シタルトキハ最寄警察署又ハ警察分署ニ交付スヘシ

汽車汽船中ニ在テ死亡シタルトキハ最初ノ著船地又ハ停車地ノ警察署又ハ警察署及刑事被告人押送細則

和印一

警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

に於て、警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

に於て、警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

に於て、警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

に於て、警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

に於て、警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

に於て、警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

に於て、警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

に於て、警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

に於て、警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

に於て、警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

に於て、警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

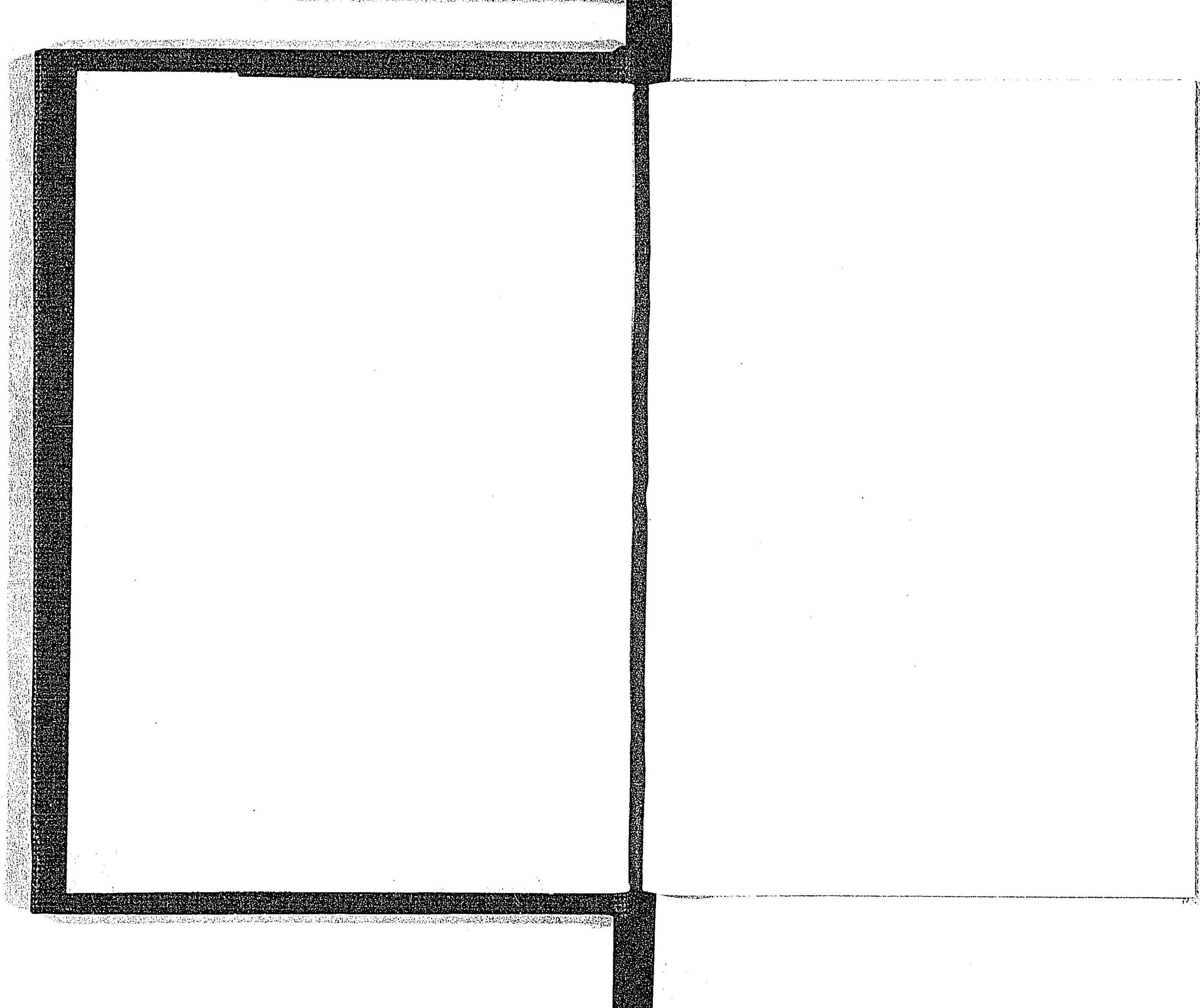
に於て、警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

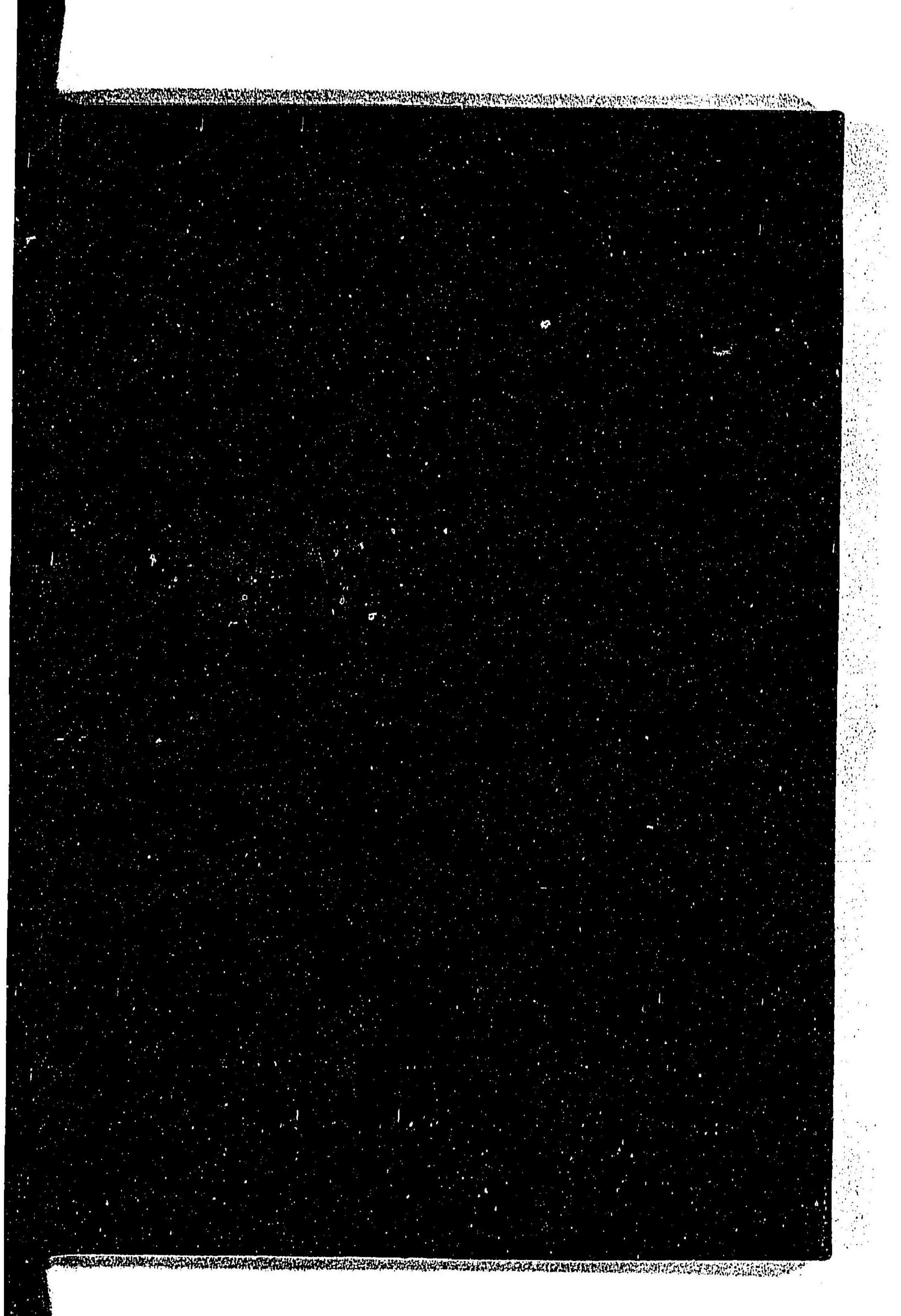
に於て、警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

に於て、警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

に於て、警察分署に交付するに付、但し、得る場合、於て、其の地を若し、又、停車場

第十四條 本則 明治三十一年一月一日より施行す





禁電子式複写

030947-001-1

CZ-5-043

現行法典全書 (袖珍)

山野 金蔵 / 編

M36

BBC-0302



